

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第八条第一項の規定に基づき、令和二年七月二十一日付けをもって、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を次のとおり指定したので、同条第六項の規定に基づき、公告する。

令和二年七月二十一日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の名称

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

二 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、海岸保全区域（海岸法

（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域

(1) 北緯四〇度一〇分三四秒東経一三九度五九分四〇秒の地点

(2) 北緯四〇度一〇分四六秒東経一三九度五七分二〇秒の地点

(3) 北緯四〇度九分二七秒東経一三九度五六分五秒の地点

(4) 北緯四〇度七分五九秒東経一三九度五五分三九秒の地点

- (9) (8) (7) (6) (5)
- 北緯四〇度二分二〇秒東經一三九度五五分二三秒の地点
- 北緯四〇度二分四四秒東經一三九度五四分三九秒の地点
- 北緯四〇度二分五五秒東經一三九度五二分五四秒の地点
- 北緯四〇度二分四一秒東經一三九度五二分四秒の地点
- 北緯四〇度五分一三秒東經一三九度五四分一〇秒の地点

平面図

